

♪ お子さんが安心して勉強できるように支援します ♪

平成26年度就学援助制度のご案内

富士見町教育委員会では、経済的な事情でお子さんの学校生活に関わる費用に困難を生じているご家庭に対し、その費用の一部を援助しています。

この制度は、日本国憲法や教育基本法、学校教育法などによって国や市町村に義務付けられているもので、お子さんが義務教育を受ける上で必要な費用を援助するものです。

☀ 援助の対象となり得る家庭

- ・町民税・個人事業税・固定資産税いずれかの減免を受けている
- ・町民税が課税されていない
- ・国民年金・国民健康保険の掛け金の減免を受けている
- ・児童扶養手当の支給を受けている
- ・病気・災害等の特別な事情により生活が困窮している
- ・生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- ・世帯更正資金貸付制度による貸付を受けている
- などに該当する家庭

☀ 受けられる援助

- ・学用品費
- ・通学用品費
- ・給食費
- ・修学旅行費
- ・校外活動費などの一部

☀ 受給するには

- ・希望される家庭はまず、担任の先生にご相談ください。申請書をお渡ししますので、必要事項を記入の上、学校へ(兄弟姉妹はお子さんの通う学校につき1枚)提出してください。
- ・秘密は固く守りますので、安心してご相談ください。

申請書の提出 平成 26 年 月 日 までに担任の先生に提出してください。

☀ 認定・不認定のお知らせについて

- ・学校と民生児童委員から意見をお聞きし、所得状況などを勘案して認定・不認定が決定されます。認定・不認定の結果通知 平成 26 年 月 を予定しています。